

# 川口市立医療センター 地域医療支援病院へ移行 (2018年4月1日)

二次・三次救急医療機関として、一次救急医療を担う、かかりつけ医等を支援し、患者が身近な地域で医療を受けられる、効率的な地域医療提供体制の構築に貢献するため、医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院に移行します。



「沢山の人の沢山の幸せを見たいから  
今までもそしてこれからも頑張ります」



討議資料

宇田川よしひで

市議会ニュース

vol.69

2017年12月

## 《地域支援病院とは何か？》

### 趣 旨

地域医療を担う、かかりつけ医等を支援する能力を備えた、都道府県知事が承認した病院

### 診療面で求められる機能と役割

かかりつけ医等からの紹介患者に対する医療提供をするとともに、病院が所有する医療機器等がかかりつけ医等と共同利用する

※かかりつけ医等を支援する一方、高度医療に注力することで、効率的な医療提供体制の構築を図るものです。

## 《地域支援病院になったら医療センターはどう変わる?》

### 診療面の変化

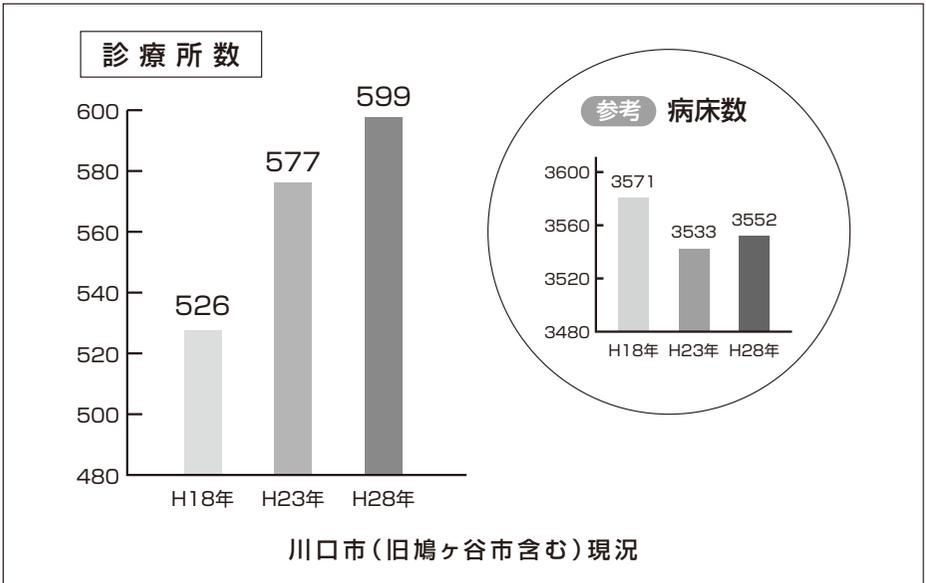
- 定期処方だけの患者さんはかかりつけ医へ
- かかりつけ医からの紹介状で入院治療を
- 入院治療が終わったら必ずかかりつけ医へ
- 医療センターの高度医療提供体制の充実

※紹介状がないと初診時選定療養費が2,160円⇒5,400円

## 《医療センターが地域医療支援病院をめざす理由は?》

- 市内には、かかりつけ医として役割を担うクリニック、診療所が増加している状況
- 現在、南部医療圏(川口・蕨・戸田)において地域医療支援病院の認証を受けている医療機関は、済生会川口総合病院の1か所のみ(平成20年8月29日承認)
- 医療センターには多くの軽症患者が診療に訪れ、医師をはじめ医療スタッフが疲弊し、二次、三次医療機関としての本来の役割を果たすことに支障を来しています。

※参考までに医療センターの外来患者比率は64.60パーセントとなっております。



## 《地域医療支援病院の承認要件は?》

1. 開設主体が原則として国、都道府県、市町村、医療法人等であること
2. 紹介患者中心の医療を提供していること  
(次のいずれかに該当)
  - ① 紹介率80パーセント以上
  - ② 紹介率65パーセント以上かつ逆紹介率40パーセント以上
  - ③ 紹介率50パーセント以上かつ逆紹介率70パーセント以上
3. 建物、設備、機器等を地域の医師等と共同利用できる体制が整備されていること
4. 救急医療を提供する能力を有すること
  - ① 救急搬送患者1,000以上
  - ② 救急搬送患者が二次医療圏人口の0.2パーセント以上
5. 地域の医療従事者に対する研修(年間12回以上開催)
6. 200床以上の病床及び集中治療室等(厚生労働省令に適合するもの)地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること



## 《埼玉県の承認は？》

- 医療審議会で平成29年10月17日承認
- 知事による地域医療支援病院の名称使用 平成29年10月25日承認

## 《議会での質疑応答は？》

### Q. 地域支援病院移行後どのように地域医療へ貢献していくのか？

- A. 入院を要しない軽症患者への一次救急はクリニック・診療所が担い、入院を要する重症患者への二次救急は病院が担い、生命の危機が切迫している重篤患者への三次救急は救命センターを設置する地域の基幹病院が担う機能分担を原則に、かかりつけ医から紹介された方をこれまで以上に積極的に受け入れるものです。紹介・逆紹介により、かかりつけ医との診療情報の共有を通じ、地域の医療機関と連携を深め、医療の質とサービスの向上に努め、地域医療に貢献していきます。

### Q. 医療連携体制については？

- A. 連携業務を担う(仮称)患者支援センターを1階総合受付エリアに開設します。

### Q. 選定療養費については？

- A. 当センター受診中における他の診療科の受診や検診等の結果による精密検査受診、救急搬送を含め外来からの継続入院、治験協力者、災害被害者、労働災害、公務災害、交通事故、自費診療、小児休日夜間時受診患者を徴収対象外とするほか、子育て支援の政策方針から、産婦人科、小児科についても徴収対象外とします。